

# 航空法施行規則の一部改正について

平成13年7月2日

<連絡先>

国土交通省航空局技術部乗員課  
航空従事者養成・医学適性管理室  
田中・初貝（内線50342・50348）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
TEL 03-5253-8738（直通）

## ．背景

航空法（昭和27年法律第231号）第31条において定める航空身体検査証明は、航空機の安全運航のため、航空機に乗り組んでその運航を行う者の心身が良好な状態であることを確認する目的で行うものであり、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第61条の2において定める身体検査基準に適合するか検査を受けることとなっている。

身体検査基準は従来から定期的に見直しを行ってきたところであり、現行の身体検査基準は平成7年4月1日に施行したものであるが、平成12年6月の航空審議会の答申を踏まえ、その後の航空医学の知見の蓄積及び調査研究の成果を反映させるとともに、欧米等における航空身体検査証明に係る基準との整合を図る観点からも検討を加え、航空法施行規則の一部を以下のとおり改正を行う。

## ．改正の概要

- (1) 指定航空身体検査医に対して、申請者が偽りその他不正の手段により航空身体検査証明の交付を受けようとした場合には、その旨を国土交通大臣に報告することを義務付ける規定を新設する。
- (2) 航空法施行規則第61条の2第2項において規定している身体検査基準（別表第四）について、以下の改正を行うこととする。

### [一 一般]

- ・性病予防法の廃止及びいわゆる感染症新法の制定に伴い、不適合疾患から性病を削除する。
- ・不適合疾患として「航空業務に支障を来すおそれのあるリウマチ性疾患、膠原病及び免疫不全症のないこと」を新設する。

### [二 呼吸器系]

- ・不適合疾患として「肺機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと」を規定しているが、用語の意義を明確化するため「肺機能」を「呼吸機能」に改める。
- ・不適合疾患として「気胸若しくはその既往歴又は気胸を生ずる原因となる疾患がないこと」を規定しているが、疾患の範囲を限定し「自然気胸若しくはその既往歴がないこと」に改める。

### [三 循環器系]

- ・低血圧について、数値基準（収縮期血圧及び拡張期血圧の最低基準値）を削除する一方、自覚症状を有することを要件として規定する。

[ 十 視機能 ]

- ・遠距離裸眼視力の最低基準値（0.1）を削除するとともに、眼鏡を使用する場合のレンズ屈折度の基準を緩和する。
- ・第1種身体検査証明に中距離視力基準を新設する。
- ・夜間視力基準を削除する。

[ 十一 耳鼻咽喉 ]

- ・規定の趣旨を明確化するため「鼓膜の重大な穿孔がないこと」を「航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の重大な異常所見がないこと」に改める。
- ・規定の趣旨を明確化するため「耳管狭窄がないこと」を「耳管機能障害がないこと」に改める。

[ 十二 聴力 ]

- ・対象とする聴力を明確化するため「気導聴力」と明示する。

. 適用期日

施行の日。